

◎ 住所等の届出

静岡県知事登録の方で、他の都道府県へ転居される場合は
本会と同時に、転居先の都道府県にも届出の提出が必要です。

次の①～③に変更があったときは、その日から 30 日以内に必要書類を申請者
本人が届け出てください。

- ①住所
- ②建築に関する業務に従事する方は、勤務先名称・所在地・業務種別
- ③建築士事務所の名称・開設者
(開設者は、事務所登録が個人である場合はその氏名、
法人である場合はその名称及び役員の氏名を記入してください。)

1) 必要書類

申請書等名	注意事項
① 二級・木造建築士住所等の届出	※変更箇所だけでなく、 全ての項目を記入 してください。 ※出力の用紙サイズは問いません。 ※本会及び東西ブロック事務局にも用紙の用意があります。ご利用ください。
② 本人確認ができる公的証明書	・携帯型建築士免許証明書、運転免許証、 旅券、健康保険証など ※窓口受付の場合はご提示ください。郵送の場合は公的証明書の写しを、①の届出に添付してお送りください。

2) 提出先

◆窓口提出の場合

受付時間 平日 9:00～16:00 (12:00～13:00 を除く)

- ・本会事務局 (静岡市葵区御幸町 9-9 5階)
TEL 054-254-9382
- ・東部ブロック事務局 (沼津市大手町 4-3-36 寺王ビル)
TEL 055-939-8210
- ・西部ブロック事務局 (浜松市中区田町 226-6 丸八平野ビル 2階)
TEL 053-451-5166

◆郵送の場合

〒420-0857

静岡市葵区御幸町 9-9 静岡県建設業会館 5F
(公社)静岡県建築士会 本会事務局

※お問い合わせは、本会事務局または各ブロック事務局までお願いいたします。